

第13号

2004(平成16)年3月25日発行

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 前 津 榮 健

〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111 内線2901~2903 直通098-893-9023



分子レベルの法律学

—法は遺伝子DNAをどこまで駆使できるか—

所員(法学部教授) 新屋敷 文 春

耳慣れないことばである。公判における証拠資料として最も確証の高いものである。ここ10余年も遅れてようやくわが日本でも遺伝子鑑定が話題になって来たが、実際に運用する法曹界においては未だ自在に手の届く範囲ではない。遺伝子鑑定は傍証の域を脱しえないので日本社会の法的環境である。

さて、1950年代前半にDNAの二重螺旋構造が明らかになるに及んで期を同じくして生物学は歴史的に大きく変貌する。即ちMIUやウイスコンシン大を中心とした学派による生物学の分子レベルの捉えかたである。世界的な流れとなった分子生物学は1960年代になってわが国の生物学教育にもいち早く導入された。いわゆるBSCSブルーバージョンである。生物現象すべてを分子レベルで明らかにしようとする考え方である。平行して量子レベルの概念が加味されたことによって物理化学的な視点から熱力学的にみた生物学、いわゆる生物物理学が体系化される。今日、生命科学の土台である生物学の概念は量子や分子を知らずして多くは語れなくなつた。

結果として、遺伝子操作を可能にした遺伝子工学の急速な進展は塩基配列を駆使した真の遺伝子組み換えや人工生命体にまで迫ろうとしている。長足な進展をする遺伝子学はすべてがそうであったように無節操な遺伝子操作の可能性と仮にもヒトクローンの現実化に至ると法の範囲と人の倫理をはるかに越えるものになろうとしている。ヒトゲノムの解析に端を発し、高度に発展し続ける遺伝子学(DNA)はもはや理化学だけに止まらず、ベンチャー企業や法との絡みそして倫理性にまで深く関与してきた。また、利己的遺伝子としての概念で21世紀の遺伝子学は人類共通の学問としていわれるようになってきた。

先般94年度の一年間、私は国外研修でMD州在NIHメリランドNCIで遺伝子分析を土台にしたイリオモテヤマネコの系統進化(分子レベルの進化学)を国際プロジェクトの中で進めていたわけですが、くしくもその当時米国においては刑法における遺伝子鑑定は円熟期に達し、証拠資料としてのDNA鑑定が高精度のものとして確証された時期であった。1995年判例O.J.Simpsonの公判は、法律とは全く関わりのない私にて驚愕そのものであった。否、むしろすべてが理詰めで妥協をゆるさない分子の世界がいよいよ人文社会科学の範疇に入り込んだということに大き